

第109回 定時株主総会 招集ご通知

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2025年3月25日（火曜日）午後6時まで

入力のお手間なく、議決権行使サイトにログイン！

議決権行使書用紙副票（右側）のQRコードを読み取るだけで、議決権行使サイトにログインすることができます。



●本総会へご出席頂く場合、ご体調をご勘案の上、ご無理のないようお願い申しあげます。なお、インターネットまたは書面により、議決権を事前にご行使いただけますので、併せてご検討ください。

●事前にインターネットにより議決権を行使いただいた株主の皆様には、議案への賛否にかかわらず、抽選で300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

日 時

2025年3月26日（水曜日）

午前10時（受付開始／午前9時）

場 所

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社 3階ホール

※末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。

目 次

第109回 定時株主総会 招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件	
第6号議案 監査役の報酬額改定の件	

事業報告	20
連結計算書類等	37
監査報告書	41
ご参考	54

当社の理念

- **社 是** 昨日より今日はより良くより安く、
需要者の為に各自の職場で最善を
- **私たちの使命
(ミッション)** お客様の期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、
豊かな社会づくりに貢献します。
- **私たちの
ありたい姿
(めざす企業像)**
 - 一. 私たちは、たゆまぬ技術革新によって、一步先の未来を創る企業をめざします。
 - 一. 私たちは、挑戦心と独創的な発想にあふれた開拓的な風土を持つ企業をめざします。
 - 一. 私たちは、企業活動に関わるすべての人びとと喜びを分かち合う企業をめざします。
- **私たちの
持つべき価値観
(TOYO WAY)**
 - 【公正さ】** 社会に正しく役立つことを旨として、私心のない公明正大な行動をとる。
 - 【誇り】** 会社と仕事、自分自身に高い誇りを持ち、最後まであきらめない。
 - 【主体性】** 何事にも、自らが主体となって受け止め、自らが主体となって取り組む。
 - 【感謝】** 人と社会に思いやりと感謝の心を持ち、誠意を込めて力を尽くす。
 - 【結束力】** 仲間とともに知恵と力を結集し、常に創意工夫と改良改善を続ける。

株主の皆様へ



代表取締役社長 & CEO

清水 隆史

証券コード 5105

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

TOYO TIRE 株式会社

第109回 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第109回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toyotires.co.jp/ir/information/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5105/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「TOYO TIRE」又は「コード」に当社証券コード「5105」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

本総会のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後記の「議決権行使方法のご案内」に従って、**2025年3月25日（火曜日）午後6時までに**議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

2025年3月4日

記

1 日 時 2025年3月26日（水曜日）午前10時（受付開始／午前9時）

2 場 所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社3階ホール

3 目的・事項 報告事項 1. 第109期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第109期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項	議案	件名
	第1号議案	剰余金処分の件
	第2号議案	取締役8名選任の件
	第3号議案	監査役1名選任の件
	第4号議案	取締役の報酬額改定の件
	第5号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件
	第6号議案	監査役の報酬額改定の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト(<https://www.toyotires.co.jp/ir/information/meeting/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- 株主総会当日までの状況の変化に伴い、運営に関して事前に株主の皆様にご案内すべき事項が生じた場合は、前記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【電子ギフトの贈呈について】

事前にインターネットにより議決権行使いただいた株主の皆様には、議案への賛否にかかわらず、抽選で300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ移動いたしますので、必要事項をご記入の上、ご応募ください。

議決権行使方法のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。
「株主総会参考書類」をご検討の上、行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会出席 による行使



議決権行使書用紙を
会場受付にご提出

開催日時

2025年3月26日（水）
午前10時（午前9時より受付）

インターネット による行使



次頁のご案内に従って
各議案の賛否をご入力

行使期限

2025年3月25日（火）
午後6時 締切

議決権行使書 による行使



各議案の賛否を表示の上、
ご投函

行使期限

2025年3月25日（火）
午後6時 到着分まで

- 機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。
- インターネットと議決権行使書により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された議決権行使を有効とさせていただきます。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は、
株式会社デンソーウェーブの
登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、
下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

○通話料無料

○受付時間 午前9時～午後9時

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、1株につき70円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、既に実施しました中間配当金50円を合わせて、1株につき120円となります。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき	金 70円
総 額	10,778,250,350円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役8名全員が任期満了となりますので、取締役8名（社外取締役4名を含む）の選任をお願いするものであります。

本議案が原案どおり承認可決された場合は、取締役全体に占める社外取締役の割合は、5割となります。

なお、取締役の員数及び候補者につきましては、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席率
1	山田 保裕 (男性)	取締役会長	100% (17回/17回)
2	清水 隆史 (男性)	代表取締役社長 & CEO	100% (17回/17回)
3	守屋 学 (男性)	取締役執行役員 技術統括部門管掌	100% (17回/17回)
4	蓮見 清仁 (男性)	執行役員 事業統括部門管掌	—
5	森田 研 (男性)	取締役	100% (17回/17回)
6	武田 厚 (男性)	取締役	100% (17回/17回)
7	米田 道生 (男性)	取締役 住友化学株式会社 社外監査役	100% (17回/17回)
8	荒木由季子 (女性)	取締役 富士製薬工業株式会社 社外取締役 株式会社ナカニシ 社外取締役 ヒロセ電機株式会社 社外取締役	100% (17回/17回)

1

やまだ やすひろ
山田 保裕 (1958年4月8日生)

再任

所有する当社の
株式の数

5,671株

取締役在任期間

6年
(本総会終結時)取締役候補者
とした理由

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 三菱商事株式会社 入社
 2007年 6月 北越製紙株式会社 (現 北越コーポレーション株式会社) 取締役
 2013年 4月 三菱商事株式会社 紙・パッケージング部長
 2015年 4月 同社 理事 生活商品本部長
 2018年 4月 当社 常勤顧問
 2019年 3月 当社 取締役会長 (現任)

山田保裕氏は、主に国内外での経営に関わる豊富な経験と高い知見を有しており、2019年3月の取締役会長就任以降は、取締役会議長として闊達かつ規律ある議事の運営に務めるとともに、これまでの経験に基づく多様な視点によって取締役会での議論に参画し、取締役会の実効性を高めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

2

し み ず た か し
清水 隆史 (1961年4月2日生)

再任

所有する当社の
株式の数

34,281株

取締役在任期間

9年4ヶ月
(本総会終結時)取締役候補者
とした理由

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社 入社
 2010年 4月 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
 2013年 1月 当社 タイヤ企画本部長
 2014年 3月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、欧州ビジネスユニット長
 2015年 7月 当社 常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長
 2015年11月 当社 代表取締役社長
 2022年 3月 当社 代表取締役社長&CEO (現任)

清水隆史氏は、代表取締役社長就任以降、力強いリーダーシップを発揮し、当社収益の源泉である北米事業を盤石にするとともに、モビリティ分野への事業の集中と社名変更、グローバル供給体制の構築、三菱商事株式会社との資本業務提携、ESG経営の推進、ブランドイメージの刷新など、着実に経営基盤の強化と成長戦略を推し進めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

もり や さとる
守屋 学 (1965年12月23日生)

再任

所有する当社の
株式の数

11,818株

取締役在任期間

4年

(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1989年 4月 | 当社 入社 |
| 2014年11月 | 当社 OEタイヤ開発部長 |
| 2015年 4月 | 当社 OEタイヤ開発部長、新車技術部長 |
| 2017年 1月 | 当社 技術第一本部長 |
| 2018年 2月 | 当社 執行役員 技術統括部門 技術第一本部長 |
| 2019年 1月 | 当社 執行役員 技術統括部門 技術開発本部長、商品開発本部長 |
| 2020年 2月 | 当社 執行役員 技術統括部門管掌 |
| 2021年 3月 | 当社 取締役執行役員 技術統括部門管掌 (現任) |

取締役候補者
とした理由

守屋学氏は、技術開発本部長、技術統括部門管掌などの要職を歴任し、主に技術全般に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

はす み きよひと
蓮見 清仁 (1973年6月22日生)

新任

所有する当社の
株式の数

5,722株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|----------|---|
| 1996年 4月 | 当社 入社 |
| 2014年 1月 | Toyo Tire Canada Inc. 社長 |
| 2017年 1月 | 当社 北米事業推進室 北米事業推進部長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長 |
| 2019年 1月 | 当社 米州事業推進室長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長 |
| 2019年 4月 | 当社 米州事業推進室長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長、NT Mexico S. de R.L. de C.V. 社長 |
| 2019年10月 | 当社 販売統括部門 米州事業推進本部長、Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 上級副社長、NT Mexico S. de R.L. de C.V. 会長 |
| 2021年10月 | 当社 執行役員 事業統括部門管掌 (現任) |

取締役候補者
とした理由

蓮見清仁氏は、海外子会社社長、米州事業推進本部長、事業統括部門管掌などの要職を歴任し、主に国内外におけるタイヤ事業の経営に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者番号 5

もりた けん
森田 研 (1948年10月24日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

9年4ヶ月
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1971年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社）入社
 2000年10月 松下プラズマディスプレイ株式会社 代表取締役社長
 2006年4月 松下電器産業株式会社 パナソニックAVCネットワークス社（現 パナソニック コネクト株式会社）上席副社長
 2009年6月 パナソニック株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社） 代表取締役専務
 2012年6月 同社 顧問
 2015年11月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森田研氏は、パナソニック株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社）の代表取締役専務、及び松下プラズマディスプレイ株式会社の代表取締役社長を務められたなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有しております。当社社外取締役就任以降、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらを踏まえ、引き続き独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号 6

たけだ あつし
武田 厚 (1947年2月27日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

9年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1970年5月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社
 2002年6月 同社 取締役
 2006年4月 日鉄鋼板株式会社 代表取締役社長
 2014年6月 同社 取締役相談役
 2016年3月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武田厚氏は、新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）の取締役、及び日鉄鋼板株式会社の代表取締役社長を務められたなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有しております。当社社外取締役就任以降、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらを踏まえ、引き続き独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

7

よねだみちお
米田道生 (1949年6月14日生)

再任

社外

独立
役員

所有する当社の
株式の数

0株

社外取締役
在任期間

5年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1973年4月 日本銀行 入行
2003年12月 株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）代表取締役社長
2013年1月 株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCOO
2016年12月 当社 特別顧問（非常勤）
2018年6月 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役
2018年6月 住友化学株式会社 社外監査役（現任）
2020年3月 当社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】
住友化学株式会社 社外監査役

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

米田道生氏は、株式会社日本取引所グループの取締役兼代表執行役グループCOO、及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有しており、当社社外取締役就任以降、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらを踏まえ、引き続き独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

8

あらきゆきこ
荒木由季子 (1960年12月13日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

0株

社外取締役在任期間

2年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省
- 2006年7月 国土交通省 総合政策局 観光経済課長
- 2008年7月 山形県副知事
- 2012年12月 株式会社日立製作所入社 法務・コミュニケーション統括本部CSR本部長、地球環境戦略室室員
- 2018年4月 同社 理事 グローバル渉外統括本部 サステナビリティ推進本部長
- 2020年12月 富士製薬工業株式会社 社外取締役（現任）
- 2021年3月 株式会社ナカニシ 社外取締役（現任）
- 2023年3月 当社 社外取締役（現任）
- 2023年6月 ヒロセ電機株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

富士製薬工業株式会社 社外取締役、株式会社ナカニシ 社外取締役、ヒロセ電機株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

荒木由季子氏は、長年にわたり携わられた行政での豊富な経験、また、株式会社日立製作所にてサステナビリティ推進本部長を務められた高い知見を有しており、当社社外取締役就任以降、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらを踏まえ、引き続き独立した立場で当社経営の監督及び助言・提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
4. 米田道生氏は2016年12月から2019年3月までに、当社の非常勤の特別顧問を務めましたが、在任期間中は株式会社大阪証券取引所や株式会社日本取引所グループで培われた豊富な経験と高い知見に基づき、主にコンプライアンスやガバナンス面で提言・助言を行うのみであり、業務執行は行っておりません。
5. 当社は森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は2025年4月に更新を予定しております。

(ご参考) 本総会終結後の各取締役のスキル・マトリックス (予定)

氏名	役員区分	社外	特に専門性を発揮できる分野 (◎主なスキル/○その他のスキル)									指名報酬 委員会
			企業経営	営業・マーケティング	研究開発	製造・品質	財務・会計	法務・リスク管理	海外経験	DX	サステナビリティ	
山田 保裕	取締役 会長		◎	○				○	◎			○
清水 隆史	代表取締役 社長 & CEO		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
守屋 学	取締役 執行役員		○	○	○	○				○		
蓮見 清仁	取締役 執行役員		○	○			○	○	○	○	○	
森田 研	取締役	○	○		○	○						○
武田 厚	取締役	○	○	○				○				○
米田 道生	取締役	○	○				○	○				○
荒木 由季子	取締役	○	○						○		○	○

(ご参考) 政策保有株式に関する方針

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性を含め、合理性があると認める場合に限り、政策的な目的により株式を保有しております。また、毎年、取締役会で個別の政策保有について、その合理性を確認し、保有継続の可否の見直しを実施し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。

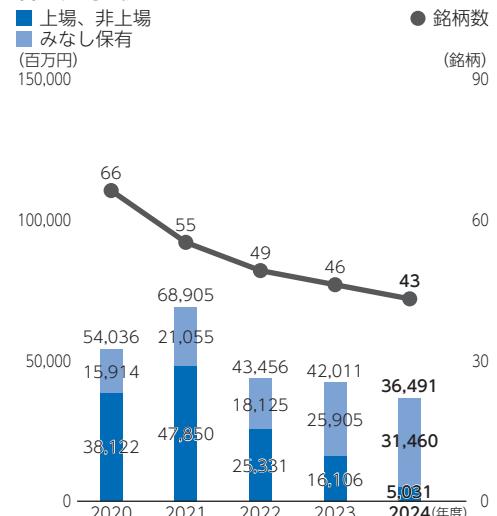
2024年度につきましても、政策保有株式を縮減（3銘柄）し、2024年12月末時点で43銘柄、連結純資産に占める割合は1.1%（みなし保有分を含めると7.7%）となりました。

なお、政策保有株式の議決権行使にあたっては、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、当社及び投資先企業双方の企業価値向上に資するものであるか等を総合的に判断し、適切に行使しております。

（政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額）

区分		2020	2021	2022	2023	2024
銘柄数 (銘柄)	上場	28	18	13	12	10
	非上場	38	37	36	34	33
	合計	66	55	49	46	43
貸借対照表 計上額 (百万円)	①上場	37,770	47,499	24,983	15,764	4,701
	②非上場	352	350	347	342	330
	③みなし保有	15,914	21,055	18,125	25,905	31,460
連結純資産に 占める割合	①+②	17.1%	17.0%	7.8%	4.1%	1.1%
	①+②+③	24.2%	24.5%	13.5%	10.6%	7.7%

株式の推移



第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の監査役5名のうち松葉知幸氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふくだ けんじ
福田 健次 (1956年3月4日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社の
株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 弁護士登録 堂島法律事務所入所
- 1987年1月 同事務所 パートナー（現任）
- 2006年6月 大阪協栄信用組合 非常勤監事（現任）
- 2010年10月 国立大学法人大阪大学大学院 高等司法研究科 客員教授
- 2011年6月 塩野義製薬株式会社 社外監査役
- 2022年4月 大阪弁護士会 会長、日本弁護士連合会 副会長
- 2023年10月 大阪紛争調整委員会 委員長（現任）
- 2024年6月 株式会社池田泉州銀行 社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

堂島法律事務所 パートナー、株式会社池田泉州銀行 社外監査役

社外監査役候補者
とした理由

福田健次氏は、弁護士としての豊富な経験と高い知見並びに他社の社外役員を務められた実績があり、また、人格、識見にも優れていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者とするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田健次氏は、社外監査役候補者であります。
3. 福田健次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の基準を満たしており、独立役員として届け出る予定です。
4. 福田健次氏が所属している堂島法律事務所と当社との間には顧問契約は締結しておりません。
5. 当社は、福田健次氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は2025年4月に更新を予定しております。

第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年3月27日開催の第104回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）として、ご承認をいただいておりますが、以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は4名）であり、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

1 改定案

報酬額：年額900百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）

2 改定理由

経済情勢や経営環境の変化に伴い、取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること、取締役体制のさらなる充実の必要性及び中長期での企業価値向上への動機付けとして、主に中長期のインセンティブ報酬部分の引上げが相当であること等の諸般の事情を勘案し、改定するものであります。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式の割当ては2020年3月27日開催の第104回定時株主総会において毎年50,000株以内とし、その譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、以下のとおり改定させていただきたいと存じます。譲渡制限付株式の内容は下記「譲渡制限付株式の内容の概要」のとおりであり、従前から変更ありません。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたしましたく存じます。また、この報酬額は取締役の報酬年額（第4号議案が承認可決された場合は年額900百万円）の範囲内で支給するものであります。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は4名）であり、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。また、本議案が原案どおり承認可決された場合、事業報告「3 会社役員に関する事項」「4. 取締役及び監査役の報酬等」「(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を本議案に沿って改定いたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

1 改定案

譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権の総額：年額250百万円以内

年間に割り当てる譲渡制限付株式数：年250,000株以内

2 改定理由

経済情勢や経営環境の変化に伴い、取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること、取締役体制のさらなる充実の必要性及び中長期での企業価値向上への動機付けとして、主に中長期のインセンティブ報酬部分の引上げが相当であること等の諸般の事情を勘案し、改定するものであります。

譲渡制限付株式の内容の概要

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正

当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記（1）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に該当する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第6号議案 | 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において、年額80百万円以内とご承認いただきましたが、以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は5名（うち社外監査役は3名）であり、第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決された後の員数に変更はありません。

1 改定案

報酬額：年額150百万円以内

2 改定理由

経済情勢や経営環境の変化に伴い、監査役の責務が今後さらに増大すると考えられること及び監査体制のさらなる充実の必要性等の諸般の事情を勘案し、改定するものであります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

売上高
565,358百万円
前期比 2.3%増

営業利益
93,981百万円
前期比 22.2%増

経常利益
102,117百万円
前期比 18.7%増

親会社株主に帰属する当期純利益
74,810百万円

前期比 3.5%増

当期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）における経済環境は、米国では、主要経済指標につき景気の底堅さが示されつつあるものの、今後のトランプ政権による外交、通商政策における大きな変化も予測され、先行きは不透明な状況です。欧州では、金融政策引き締め効果発現により、生産、消費活動の低迷が明確となり、ECB（欧州中央銀行）による更なる利下げが行われたものの、内外需ともに経済活動の復調の勢いは乏しい状態が継続しています。わが国では、雇用、所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるものの、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動、米国の今後の政策動向等を注視することが必要と考えています。

このような状況のもと、当社グループは2021年を起点とした5ヵ年の中期計画「中計'21」を策定し、その中で掲げた各種経営指標を実現するため、これまで培ってきた得意分野や独自性、研鑽してきた機能別組織機能、変革・強化を図ってきたガバナンスやコンプライアンス体制をベースに置きながら、取り巻く変化に迅速、かつ柔軟に適応する力を当社グループ全体で強化することに取り組みました。

その結果、当期の当社グループの売上高は565,358百万円（前期比12,532百万円増、2.3%増）となり、営業利益は93,981百万円（前期比17,082百万円増、22.2%増）、経常利益は102,117百万円（前期比16,069百万円増、18.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は74,810百万円（前期比2,536百万円増、3.5%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況



タイヤ事業

売上高

519,832百万円

前期比 2.8 %増

営業利益

92,089百万円

前期比 20.0 %増

売上高構成比

91.9%

北米市場における市販用タイヤについては、アジア品を中心とした安価なタイヤの流入がありました。OPEN COUNTRY A/T III (オープンカントリー・エーティースリー) や新商品NITTO TERRA GRAPPLERG3 (ニットー テラグラッpler ジースリー) など重点商品の堅調な需要により、販売量は前年度並みとなりました。一方、円安基調による為替の影響を背景に、売上高は前年度を上回りました。

欧州市場における市販用タイヤについては、収益性を重視した販売戦略の推進に加えて紅海情勢悪化による物流遅延の影響等を受けて、販売量は前年度を大きく下回りました。販売量は減少しましたが、値上げや商品ミックスの改善により収益性の改善を図った結果、売上高は前年並みとなりました。

国内市場における市販用タイヤについては、物価高騰による消費者マインドの減退から国内需要が減少し、販売量は前年度を下回りました。販売量の減少に伴い売上高も前年度を下回りましたが、PROXES CF3 (プロクセス・シーエフスリー) や OPEN COUNTRY (オープンカントリー) シリーズ、新商品OBSERVE GIZ3 (オブザーブ・ギズスリー) など付加価値商品への販売シフトによる収益性の改善に努めました。

新車用タイヤについては、当社製品装着車種の販売が低調であったことに加えて一部自動車メーカーの稼働停止影響を受けて、販売量及び売上高ともに前年度を下回りました。

その結果、タイヤ事業の売上高は519,832百万円 (前期比14,393百万円増、2.8%増) 、営業利益は92,089百万円 (前期比15,364百万円増、20.0%増) となりました。



自動車部品事業

売上高

45,526 百万円

前期比 3.9 %減

営業利益

1,880 百万円

前期比 954.6 %増

売上高構成比

8.1%



自動車部品事業については、一部自動車メーカーの稼働停止影響を受けて、売上高は45,526百万円（前期比1,848百万円減、3.9%減）と前年度を下回るも、受注ミックスの改善などにより営業利益は1,880百万円（前期比1,701百万円増、954.6%増）となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.の生産設備増強、デジタル・ITインフラの再構築、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。

その結果、当期の設備投資実施額は総額25,589百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループにおける設備投資等の資金は、自己資金、借入金及び社債により賄っております。なお、期末における社債を含めた借入金の総額は86,586百万円で、前期末に比べ3,941百万円増加しております。

4. 対処すべき課題

中期経営計画の推進

当社グループは、持続的成長を企図して策定した5ヵ年の中期経営計画「中計'21」に取り組んでおり、その最終年度を迎えました。

タイヤと自動車部品を事業の中核に置き、各機能別組織がケイパビリティの最大化と強固な相互連携を図ることにより、当社独自の強みのさらなる強化に取り組んでいます。変化の激しい経営環境のなか、迅速かつ柔軟な適応力を高めるとともに確かなガバナンスと適切なコンプライアンスの体制を堅持し、企業として経済的価値、環境的価値、社会的価値の創造に努めています。

中計'21に掲げた経営指標に対しては連結営業利益率、重点商品販売構成比率、連結営業利益、ROEの項目で既に目標値を捉えています（下表）が、すべての経営指標の達成に向け各種施策にさらに果敢に取り組んでまいります。

【経営指標】	【目標数値】	【達成時期等】	【2024年度実績】
連結営業利益率	14%超	2025年度	16.6%
重点商品販売構成比率	55%超	2025年度	69%
連結営業利益	600億円	2025年度	940億円
ROE	12%以上	中計'21期間中	17%
設備投資	1,940億円	中計'21期間（5ヵ年）累計	当期までの累計1,448億円
株主還元	配当性向30%以上	中計'21期間中	25%

詳細については、当社ウェブサイトIR情報（<https://www.toyotires.co.jp/ir/>）に掲載の『中期経営計画「中計'21」』をご参照ください。

また、本中期経営計画においては、持続的な成長を支える経営基盤を構築するため、重要な柱の一つとして「サステナビリティ経営へのシフト」を掲げています。この実現に向け2023年度より発行の「統合報告書」に基づき、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めることで、経営品質のさらなる向上を目指してまいります。なお、統合報告書、サステナビリティに関する取り組み及び目標設定の詳細については、当社ウェブサイトのサステナビリティサイト（<https://www.toyotires.co.jp/csr/>）をご参照ください。

5. 財産及び損益の状況の推移

区分		2021年度 (第106期)	2022年度 (第107期)	2023年度 (第108期)	2024年度 (第109期)
売上高	(百万円)	393,647	497,213	552,825	565,358
経常利益	(百万円)	55,909	51,035	86,047	102,117
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	41,350	47,956	72,273	74,810
1株当たり当期純利益	(円)	268.62	311.51	469.42	485.86
総資産	(百万円)	531,229	598,889	645,480	722,666

(注) 1. 第109期の状況については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第107期の期首から適用しており、第107期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヨータイヤジャパン	440百万円	100%	自動車タイヤの販売
Toyo Tire Holdings of Americas Inc.	210百万米ドル	100%	米国タイヤ事業の統括
Toyo Tire U.S.A. Corp.	25百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Nitto Tire U.S.A. Inc.	2百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	150百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tire Holdings of Europe GmbH	163百万ユーロ	100%	欧州タイヤ事業の統括
Toyo Tire Serbia d.o.o.	160百万ユーロ	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	775百万 マレーシアリングギット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Sales And Marketing Malaysia Sdn. Bhd.	30百万 マレーシアリングギット	100%	自動車タイヤの販売
通伊欧輪胎張家港有限公司	100百万米ドル	100%	自動車タイヤの製造及び販売

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

7. 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、各種タイヤ及び自動車部品の製造・販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
タ イ ャ	各種タイヤ（乗用車用、ライトトラック用、トラック・バス用）、その他関連製品
自 動 車 部 品	自動車用部品（防振ゴム）

8. 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

(当 社)

事務所	本社（兵庫県伊丹市）、東京事務所（東京都品川区）、名古屋事務所（愛知県みよし市）、広島事務所（広島市東区）
工 場	仙台工場（宮城県岩沼市）、桑名工場（三重県員弁郡東員町）
研 究 所	基盤技術センター（兵庫県川西市）、タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）、自動車部品技術センター（愛知県みよし市）

(関係会社)

国 内	(株)トーヨータイヤジャパン（兵庫県伊丹市）、東洋ゴム化成品（株）（兵庫県加古郡稻美町）、福島ゴム（株）（福島県福島市）、オリエント工機（株）（兵庫県伊丹市）、綾部トーヨーゴム（株）（京都府綾部市）、トーヨータイヤ物流（株）（兵庫県伊丹市）、TOYO TIRE リファイン（株）（兵庫県伊丹市）
北 米	Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、Toyo Tire North America OE Sales LLC、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.（以上、米国）、Toyo Tire Canada Inc.（カナダ）、NT Mexico S. de R.L. de C.V.（メキシコ）
海 外 欧 州 ・ ヨーラシア	Toyo Tire Holdings of Europe GmbH、Toyo Tire Deutschland GmbH（以上、ドイツ）、Toyo Tyre (UK) Ltd.（イギリス）、Toyo Tire Benelux B.V.（オランダ）、Toyo Tire Italia S.p.A.（イタリア）、Toyo Tire RUS LLC（ロシア）、Toyo Tire Serbia d.o.o.、Toyo Tire Sales and Marketing Europe d.o.o. Indija（以上、セルビア）
ア ジ ア ・ オ セ ア ニ ア	Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd、Toyo Tyre Sales And Marketing Malaysia Sdn. Bhd.（以上、マレーシア）、通伊欧輪胎張家港有限公司、東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、通伊欧輪胎（上海）貿易有限公司（以上、中国）、Toyo Rubber Chemical Products (Thailand) Limited、Toyo Tire (Thailand) Co.,Ltd.（以上、タイ）、Toyo Tyre Australia PTY LTD（オーストラリア）

(注) 当社は、欧州における事業体制を再編するため、2024年11月28日開催の取締役会において、Toyo Tire Sales and Marketing Europe d.o.o. Indijaを設立すると共にToyo Tire Deutschland GmbH、Toyo Tire Benelux B.V.、Toyo Tire Italia S.p.A.、及びToyo Tyre (UK) Ltd.を2025年1月より順次事業活動を停止することを決議いたしました。詳細は当社ウェブサイトIR情報（<https://www.toyotires.co.jp/ir/>）に掲載の「在欧州地域販売子会社の事業停止と新会社設立に関するお知らせ」をご参照ください。

9. 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
タ イ ャ 自 動 車 部 品	10,030 [741]	0 [△35]
そ の 他	12 [32]	△2 [2]
全 社 (共 通)	368 [69]	17 [3]
合 計	10,410 [842]	15 [△30]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員は〔 〕内に外数で記載しております。
 2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
 3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

10. 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,900
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	7,800
農 林 中 央 金 庫	6,100
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,500
株 式 会 社 S B I 新 生 銀 行	3,300
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	3,000

- (注) 当社単体の金額を記載しております。

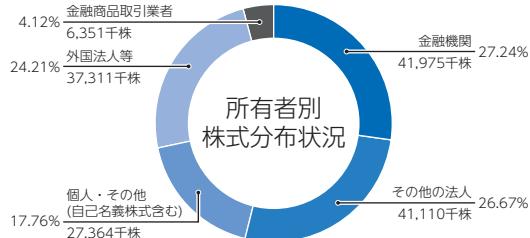
2 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 400,000,000株

2. 発行済株式の総数 154,111,029株

3. 株主数 71,146名

4. 大株主（上位10名）



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱商事株式会社	30,822	20.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,404	14.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,300	6.68
CEP LUX-ORBISS INC.	3,650	2.37
JPモルガン証券株式会社	2,704	1.75
株式会社ブリヂストン	2,500	1.62
トヨタ自動車株式会社	2,387	1.55
日本証券金融株式会社	2,237	1.45
TOYO TIRE従業員持株会	1,611	1.04
BNYMASAGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,592	1.03

(注) 持株比率は、自己名義株式 (136,024株) を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,637株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容については、「3 会社役員に関する事項」「4.取締役及び監査役の報酬等」「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	山 田 保 裕	
代表取締役社長 & CEO	清 水 隆 史	
取 締 役 執 行 役 員	光 畑 達 雄	販売統括部門管掌
取 締 役 執 行 役 員	守 屋 学	技術統括部門管掌
取 締 役	森 田 研	
取 締 役	武 田 厚	
取 締 役	米 田 道 生	住友化学株式会社 社外監査役
取 締 役	荒 木 由季子	富士製薬工業株式会社 社外取締役、株式会社ナカニシ 社外取締役、ヒロセ電機株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	河 野 光 伸	
常 勤 監 査 役	高 階 智	
監 査 役	松 葉 知 幸	松葉・中村法律事務所 弁護士、株式会社大水 社外取締役、特定非営利活動法人消費者ネット関西 理事長
監 査 役	北 尾 保 博	
監 査 役	高 橋 司	勝部・高橋法律事務所 代表、株式会社日本触媒 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2024年3月27日開催の第108回定時株主総会において、高階智、高橋司の両氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任した監査役

(氏名)	(退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況)	(退任年月日)
武次 聰史	常勤監査役	2024年3月27日任期満了
天野 勝介	監査役 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士、 株式会社青山キャピタル 社外監査役、 ロート製薬株式会社 社外監査役	2024年3月27日任期満了

2. 取締役のうち、森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の各氏は社外取締役であります。

3. 監査役のうち、松葉知幸、北尾保博、高橋司の各氏は社外監査役であります。

4. 取締役森田研、武田厚、米田道生、荒木由季子の各氏、及び監査役松葉知幸、北尾保博、高橋司の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

5. 監査役のうち、河野光伸、北尾保博の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役河野光伸氏は、過去に当社において、財務に関する業務に携わっておりました。

・監査役北尾保博氏は、過去に他社において、財務経理に関する業務に携わっておりました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び取締役会長の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬及び業績連動報酬（業務執行取締役に限る）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき支給する。基本報酬の金額は、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため重要業績評価指標（KPI）（連結売上高及び連結営業利益）を反映した現金報酬とし、役位別の基準額を基に各事業年度の目標値と個人目標の達成度合い、及び個人の資質の評価に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に付与する。具体的金額・株式数は役員報酬全体に占める株式報酬の割合を勘案して決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は取締役の報酬枠の範囲内で、年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役会長の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。なお、KPI（前出）が100%達成された場合における業務執行取締役の報酬の種類ごとの比率が概ね基本報酬：業績連動報酬：株式報酬=55：40：5となるようにする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続に関する事項

個人別の報酬等の内容は、取締役会決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任が一層強化されるよう、代表取締役社長の作成した取締役報酬等に係る原案は、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会に諮問され、指名報酬委員会の答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき指名報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	272	161	100	10	8
監査役	68	68	—	—	7

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記業績連動報酬等の総額は、当期において計上した役員賞与引当金の額であります。
 3. 上記員数及び報酬等の総額には、社外役員（社外取締役及び社外監査役）8名に対する基本報酬70百万円が含まれております。
 4. 上記には、2024年3月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
 5. 業績連動報酬等に係る指標は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
 当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標及び達成状況については、年度計画に掲げております目標の連結売上高560,000百万円、連結営業利益78,000百万円に対し、実績は連結売上高565,358百万円、連結営業利益93,981百万円となりました。
 6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の株式に関する事項」「5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 7. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の第104回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。また、金銭報酬枠の範囲内で、同株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年50,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役は3名）です。
 8. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
 9. 取締役会は、代表取締役社長清水隆史氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬における各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。このうち各取締役の基本報酬は、業績指標に連動しない金銭報酬であり、役位別の報酬テーブルに基づき算定しております。また、業績連動報酬（賞与）は、当社全体の業績及び個人の目標設定に対する達成度に連動して算定するとともに、個人が役員として備えておくべき資質についての体現度を代表取締役が評価しております。これは、当社全体の業績等を勘案しつつ、最終的な個人の評価を判断するものであるため、経営に関する最高責任者である代表取締役社長が行うのが適しているとの理由によるものです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

5. 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	水 谷 友 重	Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 会長 & CEO、 販売統括部門 米州事業推進本部長
常務執行役員	金 井 昌 之	DX・業務システム統括部門管掌、免震ゴム対策統括本部長
執行役員	蓮 見 清 仁	事業統括部門管掌
執行役員	高 橋 英 明	品質環境安全統括部門管掌、品質保証本部長、環境安全推進本部長
執行役員	延 澤 洋 志	コーポレート統括部門管掌
執行役員	宮 守 正 美	生産統括部門管掌
執行役員	井 村 洋 次	Toyo Tire Serbia d.o.o. 会長 & CEO
執行役員	栗 林 健 太	Toyo Tire Holdings of Europe GmbH 社長 Toyo Tire Sales and Marketing Europe d.o.o. Indija 社長
執行役員	宮 崎 祐 次	Toyo Tire North America Manufacturing Inc. 会長 & CEO
執行役員	水 谷 保	技術統括部門 技術開発本部長
執行役員	島 一 郎	技術統括部門 中央研究所長、エンジニアリング本部長
執行役員	宇 田 潤 一	事業統括部門 商品企画本部長
執行役員	北 川 治 彦	コーポレート統括部門 経営基盤本部長、 コーポレートコミュニケーション部長

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	米 田 道 生	住友化学株式会社 社外監査役
社 外 取 締 役	荒 木 由季子	富士製薬工業株式会社 社外取締役、株式会社ナカニシ 社外取締役、ヒロセ電機株式会社 社外取締役
社 外 監 査 役	松 葉 知 幸	松葉・中村法律事務所 弁護士、株式会社大水 社外取締役、特定非営利活動法人消費者ネット関西 理事長
社 外 監 査 役	高 橋 司	勝部・高橋法律事務所 代表、株式会社日本触媒 社外監査役

(注) 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社 外 取 締 役	森 田 研	17回中17回	—	パナソニック株式会社（現 パナソニック ホールディングス株式会社）の代表取締役専務、及び松下プラズマディスプレイ株式会社の社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。
社 外 取 締 役	武 田 厚	17回中17回	—	新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）の取締役、及び日鉄鋼板株式会社の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。

地 位	氏 名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
社 外 取 締 役 米 田 道 生		17回中17回	—	株式会社日本取引所グループの取締役兼代表執行役グループCOO、及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。
社 外 取 締 役 荒 木 由季子		17回中17回	—	長年にわたり行政に携わった豊富な経験と、株式会社日立製作所のサステナビリティ推進本部長を務められるなどサステナビリティ推進に関する高い知見を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。
社 外 監 査 役 松 葉 知 幸		17回中17回	14回中14回	主に弁護士としての豊富な経験と高い知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。
社 外 監 査 役 北 尾 保 博		17回中17回	14回中14回	大阪瓦斯株式会社において財務経理に関する業務に従事し、株式会社オージック（現 大阪ガスファイナンス株式会社）の監査役を務められるなど豊富な経験と知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。
社 外 監 査 役 高 橋 司		13回中13回	10回中10回	主に弁護士としての豊富な経験と高い知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。

(注) 社外監査役高橋司氏の出席状況は、2024年3月27日就任後の状況を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当期に係る報酬等の額	116百万円
(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。
 3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の方針

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者（以下、「買付者」といいます。）としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

科 目	当 期 (2024年12月31日現在)	前 期 (ご参考) (2023年12月31日現在)	(単位：百万円)	
資産の部				
流動資産	373,782	298,972		
現金及び預金	86,636	52,879		
受取手形及び売掛金	130,369	107,794		
商品及び製品	86,700	77,465		
仕掛品	5,011	5,060		
原材料及び貯蔵品	31,133	24,536		
その他	35,027	31,504		
貸倒引当金	△ 1,096	△ 269		
固定資産	348,884	346,508		
有形固定資産	287,153	286,790		
建物及び構築物	87,559	86,796		
機械装置及び運搬具	135,122	127,020		
工具、器具及び備品	13,435	13,557		
土地	17,529	17,862		
リース資産	447	496		
使用権資産	22,277	21,145		
建設仮勘定	10,781	19,911		
無形固定資産	22,119	15,802		
ソフトウェア	21,948	15,515		
その他	170	287		
投資その他の資産	39,610	43,915		
投資有価証券	6,710	17,750		
長期貸付金	118	118		
退職給付に係る資産	16,951	10,936		
繰延税金資産	7,781	7,601		
その他	8,160	7,610		
貸倒引当金	△ 111	△ 102		
資産合計	722,666	645,480		
負債の部				
流動負債	150,892	142,822		
支払手形及び買掛金	37,725	38,262		
短期借入金	20,447	11,653		
未払金	34,260	32,527		
未払法人税等	12,192	18,783		
役員賞与引当金	100	85		
製品補償引当金	383	456		
関係会社整理損失引当金	4,221	1,997		
その他	41,559	39,055		
固定負債	99,221	107,459		
社債	25,000	25,000		
長期借入金	41,139	45,992		
役員退職慰労引当金	7	6		
環境対策引当金	86	86		
製品補償引当金	699	928		
訴訟損失引当金	—	1,432		
退職給付に係る負債	3,465	3,524		
繰延税金負債	6,118	8,138		
その他	22,705	22,351		
負債合計	250,113	250,281		
純資産の部				
株主資本	386,017	331,344		
資本金	55,935	55,935		
資本剰余金	54,214	54,197		
利益剰余金	275,986	221,333		
自己株式	△ 118	△ 120		
その他の包括利益累計額	86,535	63,854		
その他有価証券評価差額金	1,924	6,812		
繰延ヘッジ損益	△ 116	103		
為替換算調整勘定	69,232	45,170		
退職給付に係る調整累計額	15,495	11,767		
純資産合計	472,552	395,199		
負債及び純資産合計	722,666	645,480		

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	前 期 (ご参考) (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売上高	565,358	552,825
売上原価	334,595	336,314
売上総利益	230,763	216,511
販売費及び一般管理費	136,782	139,612
営業利益	93,981	76,899
営業外収益	12,084	12,239
受取利息及び配当金	1,526	1,752
為替差益	7,989	8,620
持分法投資利益	57	—
雑益	2,510	1,866
営業外費用	3,947	3,090
支払利息	1,495	1,068
持分法投資損失	—	30
雑損	2,452	1,991
経常利益	102,117	86,047
特別利益	10,304	15,106
固定資産売却益	2,045	—
投資有価証券売却益	6,731	15,106
訴訟損失引当金戻入額	1,432	—
子会社清算益	95	—
特別損失	10,837	5,069
固定資産除却損	1,003	620
減損損失	7,675	2,051
関係会社整理損	2,158	2,166
製品補償対策費	—	230
税金等調整前当期純利益	101,583	96,084
法人税、住民税及び事業税	29,732	31,292
法人税等調整額	△2,958	△7,394
当期純利益	74,810	72,186
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	—	△87
親会社株主に帰属する当期純利益	74,810	72,273

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年12月31日現在)	前 期 (ご参考) (2023年12月31日現在)	科 目	当 期 (2024年12月31日現在)	前 期 (ご参考) (2023年12月31日現在)
資産の部					
流動資産			流動負債		
現金及び預金	168,239	135,162	電子記録債務	72,082	77,827
受取手形	35,405	3,083	買掛金	4,560	4,884
売掛金	1,389	1,536	短期借入金	24,482	25,067
商品及び製品	82,087	82,347	リース債務	15,473	14,755
仕掛品	14,909	15,276	未払金	100	96
原材料及び貯蔵品	2,295	2,025	未払費用	9,609	9,500
前払費用	12,275	9,816	未払法人税等	4,226	4,004
その他	1,619	1,421	前受金	10,375	16,207
	18,257	19,654	預り金	116	76
固定資産	262,445	267,421	役員賞与引当金	2,459	2,246
有形固定資産	68,885	69,432	製品補償引当金	383	456
建物	18,544	18,887	その他	195	446
構築物	1,081	1,047			
機械及び装置	25,397	24,748	固定負債	71,402	77,698
車輌運搬具	367	362	社債	25,000	25,000
工具、器具及び備品	7,748	8,289	長期借入金	39,000	42,760
土地	12,879	13,132	リース債務	172	226
リース資産	272	323	退職給付引当金	6,334	7,087
建設仮勘定	2,593	2,640	環境対策引当金	86	86
無形固定資産	18,985	12,906	訴訟損失引当金	—	1,432
ソフトウェア	18,925	12,846	製品補償引当金	699	928
その他	60	60	その他	110	176
投資その他の資産	174,573	185,082			
投資有価証券	5,030	16,106	負債合計	143,485	155,525
関係会社株式	61,712	62,415	純資産の部		
関係会社出資金	29,411	31,069	株主資本	285,484	240,227
長期貸付金	60,479	61,135	資本金	55,935	55,935
繰延税金資産	9,567	5,513	資本剰余金	54,009	53,992
その他	11,614	11,047	資本準備金	33,071	33,071
貸倒引当金	△ 3,242	△ 2,206	その他資本剰余金	20,937	20,920
資産合計	430,684	402,583	利益剰余金	175,658	130,420
			その他利益剰余金	175,658	130,420
			固定資産圧縮積立金	1,039	1,063
			繰越利益剰余金	174,618	129,357
			自己株式	△ 118	△ 120
			評価・換算差額等	1,714	6,830
			その他有価証券評価差額金	1,831	6,726
			繰延ヘッジ損益	△ 116	103
			純資産合計	287,198	247,058
			負債及び純資産合計	430,684	402,583

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	前 期 (ご参考) (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売上高	296,682	310,514
売上原価	180,176	180,465
売上総利益	116,505	130,049
販売費及び一般管理費	58,443	64,654
営業利益	58,062	65,395
営業外収益	22,520	26,517
受取利息及び配当金	13,963	16,800
雑益	8,556	9,716
営業外費用	1,363	1,275
支払利息	409	353
雑損	953	921
経常利益	79,219	90,637
特別利益	8,607	14,726
固定資産売却益	370	—
投資有価証券売却益	6,709	14,456
抱き合せ株式消滅差益	—	192
貸倒引当金戻入益	—	76
訴訟損失引当金戻入額	1,432	—
子会社清算益	95	—
特別損失	4,784	2,396
固定資産除却損	924	475
減損損失	685	1,245
製品補償対策費	—	230
子会社整理損	3	89
関係会社貸倒引当金繰入額	1,036	—
関係会社出資金評価損	2,135	—
関係会社株式評価損	—	356
税引前当期純利益	83,042	102,967
法人税、住民税及び事業税	19,588	20,654
法人税等調整額	△1,799	380
当期純利益	65,253	81,932

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

TOYO TIRE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本裕人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOYO TIRE株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYO TIRE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 憽本

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

TOYOTIRE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒川智哉
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤本裕人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOYOTIRE株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あすさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あすさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

TOYO TIRE株式会社 監査役会

常勤監査役 河野光伸㊞
常勤監査役 高階智㊞
監査役 松葉知幸㊞
監査役 北尾保博㊞
監査役 高橋司㊞

注) 監査役松葉知幸、監査役北尾保博及び監査役高橋司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

[事業年度]

毎年1月1日から同年12月31日まで

[配当基準日]

12月31日（中間配当を行う場合は6月30日）

[定時株主総会]

毎年3月

[単元株式数]

100株

[株式に関するお問い合わせ]

お問い合わせの内容	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none">▶ 住所・氏名等のご変更▶ 単元未満株式の買取・買増のご請求▶ 配当金の受取方法のご指定▶ 相続に関するお手続き	<p>お取引の証券会社等 ※特別口座に記録された株式については、 下記の三菱UFJ信託銀行 大阪証券代行部にお問い合わせください。</p>
<ul style="list-style-type: none">▶ 特別口座から一般口座への振替手続き▶ 未払配当金に関するご照会▶ その他株式事務に関するお問い合わせ	<p>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 TEL: 0120-094-777 (通話料無料)</p>

株主総会会場 ご案内図

場所

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

TOYO TIRE 株式会社
当社 本社 3階ホール

電話：072-789-9101 (経営基盤本部 総務部)



交通

J R 宝塚線 **伊丹駅**より徒歩 7 分

※会場には駐車場の用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

当社では、ユニバーサルマナー検定（株主総会）の認定を受けた一部スタッフがサポートさせて頂きます。



TOYO TIRE 株式会社



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。



UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。